

## がん検診補助規程

(目的)

第1条 当組合の被保険者および被扶養者が、市区町村およびその他医療機関にてがん検診を受けた場合、その費用の一部を補助する。

(検査項目)

第2条 がん検診への補助は以下の項目とする。

なお、当該年度の定期健診および特定健診で既に受診している項目については補助対象外とする。

種類	検査項目
胃がん検診	問診、胃部エックス線検査または胃内視鏡検査、ピロリ菌検査
子宮がん検診	問診、視診、子宮頸部または子宮体部の細胞診及び内診、HPV 検査
肺がん検診	問診、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診、胸部 CT
乳がん検診	問診、視診、触診及び乳房エックス線検査(マンモグラフィ)または超音波検査
大腸がん検診	問診、便潜血検査または大腸内視鏡検査
前立腺がん検診	問診、PSA
その他がん検診	腹部超音波検査、アミノインデックス、PET 検査

(補助金支給の対象)

第3条 本規程による補助金の対象は以下の通りとする。

- (1) 市区町村実施における前項のがん検診を受診した場合。
- (2) その他医療機関・検査機関において前項のがん検診を受診した場合。

(補助金)

第4条 がん検診にかかった費用に対し以下を支給する。

- (1) 市区町村またはその他医療機関での検診に対し上限 10 千円とする。
- (2) PET 検査については、当該年度の間ドック利用の際に同様の検査で補助を受けている場合は補助しない。

(補助金支給回数)

第5条 本規程による補助金の支給回数は、当該年度について1人1回迄とする。

(支給申請手続)

第6条 補助金の支給申請は以下のとおりとする。

- (1) 被保険者、被扶養者が所定の申請用紙に、支払った費用の事実を証明する書類(原本)を添付し、申請するものとする。
- (2) 補助金申請は、受診日の年度末(毎年3月の当組合最終業務日)までに当組合が受付けたものを有効とする。

附則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。